

こしがや景観資源登録要領

1. 趣旨

この要領は、越谷市景観条例（平成25年条例第17号。以下「条例」という。）第25条第1項の規定に基づき、市民及び事業者へ景観に対する意識の醸成を図り、良好な景観の保全及び活用を推進するため、こしがや景観資源の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 登録対象

越谷市内の景観資源の登録対象は、次のとおりとする。

- (1) 地域で身近な景観を構成している要素（建築物、工作物、樹木、公共施設、活動等）
- (2) 地域で身近な眺め
- (3) 前号の眺めが得られる場所

3. 登録基準

登録する景観資源は、特に越谷らしい良好な景観の形成に資するものであって、次に掲げる基準を全て満たしているものとし、登録は、原則として年1回とする。

- (1) 道路その他の公共の場所から見るができること
- (2) 景観資源の所有者の承諾が得られ、継続的に資源の保全が見込まれること
- (3) 大切にしたい、後世に残したい越谷の景観を感じさせること
- (4) 地域の景観形成に良好な影響を与えていること

4. 景観資源候補の応募

- (1) こしがや景観資源は、市民等の応募により、選定するものとする。
- (2) こしがや景観資源候補登録に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、個人又は団体とする。この場合において、応募者は、越谷市民（越谷市に在住し、在勤し、若しくは在学し、又は越谷市において活動する個人又は団体をいう。）であることを問わない。
- (3) 応募者は、市にこしがや景観資源候補登録応募用紙を提出するものとする。この場合において、募集期間は、原則、通年とする。

5. 所有者の承諾

市は、こしがや景観資源の登録をしようとするときは、登録に係る承諾書により、当該こしがや景観資源の所有者から承諾を得なければならない。

なお、こしがや景観資源の登録を解除しようとするときについても、原則として同様とする。ただし、天災等やむを得ぬ事情により登録資源の滅失等が生じた場合、この限りでない。

6. こしがや登録資源の公表

こしがや景観資源は、市広報、ホームページ等により広く公表するものとする。

7. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年2月1日に施行する。